

桑名市告示第64号

桑名市運転免許証自主返納支援事業実施要綱を次のように定める。

令和4年3月23日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市運転免許証自主返納支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、運転免許証の自主返納をした高齢者に対し、予算の範囲内において、運転経歴証明書の交付に係る手数料の助成並びに桑名市コミュニティバスの回数券及び交通系ICカードを交付することにより、運転免許証の自主返納及び公共交通の利用を促進し、自動車等の運転に不安を覚える者による交通事故の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第92条第1項に規定する運転免許証で、法第92条の2に規定する有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 受けている全ての運転免許(法第84条第1項に規定する運転免許をいう。)について、法第104条の4第2項の規定による取消しを受け、法第107条第1項第1号の規定により運転免許証を返納することをいう。
- (3) 運転経歴証明書 法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書をいう。

(対象者)

第3条 この告示による支援を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有している者
- (2) 運転免許証の自主返納をし、運転経歴証明書の交付を受けた者
- (3) 運転免許証を自主返納した日において、満65歳以上の者
- (4) 市税を滞納していない者
- (5) 暴力団等(桑名市補助金等交付規則(平成16年桑名市規則第54号)第2条第11号に規定する暴力団等をいう。)に該当しないこと

(支援の内容)

第4条 この告示による支援の内容は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 運転経歴証明書の交付に要した手数料の額に相当する額の助成及び桑名市コミュニティバス回数券(13枚綴)3冊の交付
- (2) 運転経歴証明書の交付に要した手数料の額に相当する額の助成及び交通系ICカード3,000円分(デポジット料金500円含む。)の交付

(支援の申請)

第5条 支援を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、運転免許証自主返納支援事業申請書(様式第1号)に運転経歴証明書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(支援の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容の審査を行い、支援の可否を決定し、運転免許証自主返納支援事業決定(却下)通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(支援の実施)

第7条 市長は、前条の規定により支援の決定を受けた者に対し、速やかに当該決定に係る支援を実施するものとする。

- 2 運転経歴証明書の交付に要した手数料の額に相当する額の助成は、申請者が指定する金融機関の口座に振り込むことにより行う。

(支援の取消し等)

第8条 市長は、第6条の規定により支援の決定を受けた者が偽りその他不正な手段により当該支援の決定を受けた場合は、当該支援の決定を取り消すものとする。

- 2 市長は、前項の規定により支援の決定を取り消された者に対し、運転経歴証明書の交付に要した手数料の額に相当する額及び交付した回数券若しくは交通系ICカードの全部又は一部を返還さ

せることができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年6月1日から施行し、同日以後に運転免許証の自主返納をした者について適用する。

（宛先）桑名市長

運転免許証自主返納支援事業申請書

運転免許証の自主返納に係る支援を受けられるよう、桑名市運転免許証自主返納支援事業実施要綱第 5 条の規定に基づき下記のとおり申請します。

なお、申請にあたり、以下の項目について同意します。

- ・住民基本台帳及び市税納付状況を確認すること。
- ・地域包括支援センター等の職員が戸別訪問等すること。
- ・代理による申請の場合、支援を申請及び支援品を受領する権限を代理申請者に委任すること。

記

申請者	ふりがな		電話番号	
	氏名 (記名・押印又は署名)			
	生年月日	年 月 日生	年齢	歳
	住所	〒		
代理申請者	ふりがな		(事業者の場合) 事業所名	
	氏名			
	住所 (事業所住所)	〒		
	電話番号			
	申請者との続柄	<input type="checkbox"/> ケアマネジャー <input type="checkbox"/> 担当包括職員 <input type="checkbox"/> 続柄 ()		
自主返納日		年 月 日		
申請支援内容		申請する支援内容に <input checked="" type="checkbox"/> してください。(1)・(2)のいずれかひとつ) <input type="checkbox"/> (1) 運転経歴証明書の交付手数料相当額の助成及び桑名市コミュニティバス回数券 (13 枚綴) 3 冊の交付 <input type="checkbox"/> (2) 運転経歴証明書の交付手数料相当額の助成及び交通系 IC カード (3,000 円分 (デポジット料 500 円含む)) の交付 ※運転経歴証明書の写しを添付し、別紙請求書を一緒に提出してください。		

※担当課記入欄

受付	審査結果	不可の理由	
回数券等包括渡し日	年 月 日	回数券等交付日	年 月 日

住 所
氏 名

運転免許証自主返納支援事業決定（却下）通知書

年 月 日付け 運転免許証自主返納支援事業申請書について、桑名市運転免許証自主返納支援事業実施要綱第 6 条の規定に基づき、下記のとおり決定したので、通知します。

年 月 日

桑名市長

印

記

1 申請が条件を満たしていると認め、次のとおり支援します。

運転経歴証明書の交付手数料相当額（1,100 円）の助成及び
桑名市コミュニティバス回数券（13 枚綴）3 冊の交付

運転経歴証明書の交付手数料相当額（1,100 円）の助成及び
交通系 IC カード（3,000 円分（デポジット料 500 円含む））の交付

※交付手数料の助成金については、指定された金融機関の口座に振込みます。

※コミュニティバス回数券又は交通系 IC カードについては、地域包括支援センター職員が持参します。

その際に、運転経歴証明書を確認させていただきます。

2 次の理由により、支援対象になりません。

参 考

(制定のあらまし)

高齢者による交通事故を防止することを目的とし、運転免許証自主返納者への支援の実施に関し必要な事項を定めるため、要綱を制定するものであります。